



上 監 査 報 第 1 0 号

令 和 元 年 8 月 2 0 日

上尾市長 島 山 稔 様

上尾市監査委員 小 林 二三男

上尾市監査委員 矢 部 勝 巳

平成30年度上尾市公営企業会計経営健全化審査に関する意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

なお、審査にあたり、嶋田一孝監査委員については、事故により参加することができなかった。

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月22日から同年8月9日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された平成30年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

比率の名称	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	—	20.0

備考 資金不足比率の算定に用いる資金の不足額が生じていないことから、「—」と表示した。

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成30年度決算における実質的な資金不足比率は、平成29年度決算における場合と同様に資金の不足額が生じていないので、良好な状態にあると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度 上尾市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月22日から同年8月9日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された平成30年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

比率の名称	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	—	20.0

備考 資金不足比率の算定に用いる資金の不足額が生じていないことから、「—」と表示した。

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成30年度決算における実質的な資金不足比率は、平成29年度決算における場合と同様に資金の不足額が生じていないので、良好な状態にあると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。